

## 魚津市職員等公益通報制度実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく職員等からの公益通報に関し必要な事項を定め、公益通報職員の保護を図るとともに、適法、透明かつ公正な市政運営を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「職員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

(1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の地方公務員で、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会の各事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関に常時勤務する者（臨時に雇用される者を除く。）

(2) 市から事務又は事業の委託を受けた者及びその受託業務に従事している者並びに指定管理者及びその管理する公の施設の管理の業務に従事している者

2 この要綱において、「公益通報職員」とは、公益通報を行う職員等をいう。

### (通報の受付)

第3条 公益通報は、総務課長に対して、封書又は電子メールにより行うものとする。

2 通報は、実名により行うものとする。

3 総務課長は、職員等からの通報が公益通報である場合は、通報を受理し、その旨を当該公益通報職員に通知するとともに、市長に報告するものとする。

4 総務課長は、職員等からの通報が公益通報でない場合は、当該職員等に対して、その旨を通知するものとする。

### (公益通報職員の責務)

第4条 公益通報職員は公益通報に際しては、誠実に行わなければならない。

2 公益通報職員は、公益通報に関して行われる調査に対して、協力しなければならない。

3 公益通報職員は、公益通報の内容及び当該公益通報に関する調査の状況等を漏えいしてはならない。

### (公益通報職員の保護)

第5条 公益通報職員個人に関する情報は非公開とする。

2 公益通報職員は、正当な公益通報を行ったことをよって不利益な取扱い

を受けない。

- 3 公益通報職員は、正当な公益通報を行ったことによって不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると判断したときは、市長に対してその旨の通報を行うことができる。

- 4 市長は、前項の通報を受けたときは、当該通報について調査を行い、必要と認めるときは、その改善又は防止のための措置を講ずるものとする。

（公益通報調査員）

- 第6条 公益通報について調査等を行うため、総務課長は総務課職員の中から公益通報調査員を指名する。

- 2 公益通報調査員は、公益通報に関する調査等を行うにあたり、必要があると認めるときは、関係所属の書類等を閲覧し、又は関係職員に説明若しくは資料の提出等を求めることができる。

- 3 公益通報調査員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（調査の実施）

- 第7条 総務課長は、通報の受理後、当該通報について調査を行う必要があると認めたときには、公益通報調査員に必要な調査を行わせるものとする。

- 2 総務課長は、調査の実施に当たっては、公益通報調査員に対して、公益通報職員の氏名、所属など個人を特定する情報のうち調査に必要な情報のみを伝えるものとする。

- 3 公益通報調査員は、調査の実施に当たっては、公益通報職員の秘密を守るため、公益通報職員が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

- 4 総務課長は、特別の事情があると認めるときは、公益通報調査員以外の者（職員以外の者を含む。）に調査を依頼することができる。

- 5 調査の進捗状況については、適切な法執行の確保、業務状況、信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、公益通報職員に対して、適宜、通知することができる。

- 6 調査の結果については、速やかに取りまとめを行い、遅滞なく市長に報告するとともに、公益通報職員に通知するものとする。

- 7 第1項において、調査を行う必要がないと認めたときには、公益通報職員に調査の必要のない旨を通知するものとする。

（報告後の措置）

- 第8条 市長は前条第6項の報告があった場合、市長部局の所管に係る事項について、必要と認める措置等を講ずるものとする。

- 2 市長は前条第6項の報告があった場合、他の任命権者の所管に係る事項については、当該調査結果を通知するとともに、必要と認める措置等を講

ずるよう要請できるものとする。

- 3 市長以外の任命権者は前項の通知を受け、必要と認める措置等を講じたときには、その内容を市長に報告するものとする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、職員等からの公益通報の処理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成19年3月15日魚津市告示第20号)

この告示は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月30日魚津市告示第69号)

この告示は、公表の日から施行し、平成25年3月31日から適用する。

## 【留意事項】

### 1. 職員の範囲について

公益通報者保護法において、公益通報者は労働基準法第9条に規定する「労働者」であり、「労務提供先又は当該労務提供先の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者」について、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を通報するとされている。

このため、公益通報を行う職員の範囲については、①地方公務員法上の一般職員、②嘱託職員、臨時職員等に加えて、③市の事務事業の受託業務等に従事している者になるものと考えられる。

※1：労働基準法上の労働者の定義は「職業の種類を問わず、事業又は事業所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう」であることから、他人の指揮命令又は具体的指示のもとに労務を供給する「労働契約関係」にある者とされている。

※2：労務提供先とは、①労働者を自ら使用する事業者、②労働者派遣の役務の提供を受ける事業者、③請負契約その他の契約に基づいて、労働者が他の事業者の事業に従事する場合の当該他の事業者とされている。

### 2 匿名の通報について

匿名の通報であれば、通常は通報者が特定されず不利益な取扱いを受けないため保護する必要は生じない。（但し、最終的に通報者が特定される場合も考えられ、その場合は保護の対象にある。）

また、通報者との連絡がつかず、十分な調査ができないことがあることや、通報者へのフィードバックも困難なことから、実名による通報と同様の処理を行うことは困難である。

法令遵守のために有益な情報が寄せられる場合もあることから、情報提供として受け付ける等の対応を図ることが望ましい。

### 3 通報を受理しない事案について

①通報対象事実でないことが通報時において明らかな場合

②通報内容が著しく不分明な場合

③通報内容が虚偽であることが明らかな場合

など、受理しても何ら対応できないことが容易に判断できるものについて、受理しないという取扱いができる。

### 4 受理しても調査しない事案について

形式的に要件を備えている事実が通報された場合は、受理せざるを得な

いと思われるが、①既に調査済みあるいは改善済みなどのように調査する必要性が認められない場合や、②調査を行うことによってより重大なほかの法益が害される等、調査を行うことが相当でない特段の事情がある場合は、例外的に調査を行わない判断をすることができる。

#### 5 公務員の公益通報と守秘義務との関係について

公益通報の対象は「犯罪行為」や「法令違反行為」という反社会性が明白な行為であり、秘密として保護するに値しないと考えられることから、通常、これらの事実について法の要件に該当する公益通報をしても、守秘義務違反に問われることはないと考えられる。

しかし、公益通報に当たって、第三者の個人情報等、他人の正当な利益や公共の利益に当たる「保護に値する秘密」を併せて漏らした場合には、守秘義務違反に問われる場合もあると考えられる。

※国家公務員法第100条の守秘義務の対象となる「秘密」とは、単に形式的な秘密の指定をただけでは足りず、非公知の事実であって、実質的にもそれを秘密として保護するに値すると認められたものをいうと解すべきとされているところである。（昭和52年12月19日最高裁判決）

#### 6 通報者自らが行っている法令違反行為を通報した場合について

公益通報を理由とした不利益取扱いには禁止される。

しかし、それとは別に通報者が行っている法令違反行為を理由とした不利益取扱いについては、事例ごとに判断されることとなる。

#### 7 通報者が法令や内部規則に違反して、法令違反行為を証明する資料を取得した場合について

公益通報を理由とした不利益取扱いには禁止される。

しかし、それとは別に法令違反行為や内部規則違反を理由とした不利益取扱いについては、事例ごとに判断されることとなる。

#### 8 同僚等の私生活上の法令違反行為を通報した場合について

事業者とは無関係な私生活上の法令違反行為等については、公益通報制度の対象にはならない。